

第2次アウトソーシング計画

～ 市民による業務参加の推進 ～

平成20年3月

流山市

目 次

1	アウトソーシング計画の目的等	・・・ P 1
(1)	これまでの経緯	・・・ P 1
(2)	計画策定の目的	・・・ P 1
(3)	計画期間	・・・ P 2
2	第 1 次計画の課題	・・・ P 2
(1)	市民との協働事業の実施に係る課題	・・・ P 2
(2)	事務事業の公表方法	・・・ P 3
(3)	事業評価の実施と公表	・・・ P 3
3	アウトソーシングの推進に向けて	・・・ P 4
(1)	職員の意識改革と庁内体制の充実	・・・ P 4
(2)	N P O 団体等の育成	・・・ P 4
(3)	P R 方法等の検討	・・・ P 5
(4)	個人参加型による協働の推進	・・・ P 5
4	第 2 次計画における目標	・・・ P 6
(1)	市民との協働事業の推進と指定管理者制度の導入	・・・ P 6
	行政から提示する市民との協働事業	・・・ P 6
	市民からの提案による市民との協働事業	・・・ P 7
	指定管理者制度	・・・ P 9
(2)	国の動きに伴う対応	・・・ P 1 1
5	アウトソーシング計画と定員適正化計画	・・・ P 1 1
(1)	職員数の削減に対応する第 2 次計画の目標	・・・ P 1 1
(2)	定員適正化計画に対応したアウトソーシング事業	・・・ P 1 2
6	今後のアウトソーシング	・・・ P 1 3
(1)	公共サービス改革法の対象事業（窓口関連 6 業務）の対応方針	・・・ P 1 3
(2)	官民（民間）競争入札の対応方針	・・・ P 1 3
(3)	アウトソーシング計画の今後の対応	・・・ P 1 4

1 アウトソーシング計画の目的等

(1) これまでの経緯

本市は、新行財政改革実行プランが掲げる「効率的で市民満足度の高い行財政運営」を確立するため、平成17年3月に策定した「アウトソーシング（市民による業務参加）指針」に沿いながら、市民との協働が可能な業務を明確化し、市民による業務参加を推進することを目的として、平成18年3月に「第1次アウトソーシング計画（以下「第1次計画」という。）」を策定しました。

第1次計画では、市民との協働の実践として、行政から、市民との協働事業を提示して事業者を募集し、市民との協働事業として12の事業を実施しました。

また、市民から、市民との協働事業について提案を募集するために、公権力の行使など公務員でなければならない事務事業を除き公表し提案を募集したところ、NPO団体や民間事業者を中心に23件の提案があり、そのうち6事業、7件の提案を採択しました。

採択した提案は、市民との協働事業として、平成20年度から実施する予定です。

(2) 計画策定の目的

第2次アウトソーシング計画（以下「第2次計画」という。）は、第1次計画に引き続き新行財政改革実行プランが掲げる「効率的で市民満足度の高い行財政運営」の確立を目指し、市民との協働を実践する市民による業務参加の推進を目的として策定します。

また、第2次計画では、第1次計画における課題を分析し、改善策を検討するとともに、市民との協働が可能な業務については、NPO団体や民間事業者等のノウハウを活用して、市民との協働事業を推進することで、定員適正化計画による職員削減数に対応した業務量を補うようなアウトソーシング事業について検討します。



(3) 計画期間

第2次計画は、定員適正化計画との整合を図る上で平成21年度末(*1)を目標年次とし、市民との協働の実践としての市民との協働事業を推進します。

2 第1次計画の課題

(1) 市民との協働事業の実施に係る課題

市民との協働事業を決定するための各部局とのヒアリングでは、職員個々のアウトソーシングに対する理解と協力は、十分ではありませんでした。

また、広報紙及びホームページに市民との協働事業の提案の募集記事を掲載しPRを行いました。民間事業者への情報提供として、市ホームページのほかにも、インターネット等の媒体の活用や、アウトソーシングを進めている地方自治体や民間事業者で組織する協議会への参加などにより、情報提供の機会拡大を図るべきであったと考えています。

そこで、第2次計画では、市民との協働の実践である市民との協働事業を積極的に推進するためにも、庁内体制の充実やNPO団体等の育成、更にPR方法について改善策を検討します。



*1) 定員適正化計画の数値目標は、国の集中改革プランに合せて新年度での新規採用職員を含めているため、平成22年4月1日としています。本計画の目標年次については、事業の確実な推進を図る上で平成21年度末とします。

(2) 事務事業の公表方法

市民との協働事業の提案募集に際しては、約700の全事務事業について、提案の対象としない業務に関する検証を行い、当該業務が事務事業の大半を占めるものを除き公表しましたが、公表した事務事業は約460にも及び、対象数の多さや範囲の広さにより、市民にわかり難いとの指摘を受けています。

このため、平成20年度以降は、各担当部局で、次の8項目の提案の対象としない業務について検証し、市民との協働事業として実施すべきと判断した事業は、次の視点によりアウトソーシングの目的を明確化した上で、市民にわかりやすく公表し、市民からの提案を求めていくこととします。

提案の対象としない業務

法令により民間への委託が難しい業務
表彰や補助金の交付など、行政自らが直接執行することに意味がある業務
各種審議会等の運営、庁議等トップマネジメントの意思決定に関わる業務
災害、救急等市民の生命に直接関わる業務
政策の策定、規制、承諾、命令などが中心となる業務
財産の取得、使用、処分に対する権利の行使に関する業務
資金の調達、管理、支出等財政に関する業務
指定管理者などの委託事業者との調整に関する業務

アウトソーシングの目的を明確化するための検討ポイント

市民との協働・連携

公共サービスの水準向上

効果的なサービスの提供

雇用拡大など市内経済への波及効果

効率化等によるコスト削減

(3) 事業評価の実施と公表

平成19年度に実施した市民との協働事業については、中間(次年度の予算編成前)における事業評価の実施により、事業に対する受託者からの意見や受託者に寄せられた市民の声を聞くことができ、それらを踏まえて、翌年度の予算編成や業務の改善等に反映することができたと考えています。

市民との協働事業は、公共サービスを委託により行うものですので、サービスの向上及び適正な事業執行のために、その進行管理と併せて、中間及び事業終了後に、市と受託者双方で事業評価を実施します。

また、事業評価の結果については、随時公表し、議会・市民からの意見を求めることで、事業の改革・改善を図ります。

3 アウトソーシングの推進に向けて

第2次計画では、第1次計画における行政から提示した市民との協働事業の実施や、市民から市民との協働事業の提案を募集するための対象業務の選定や募集について検証し、庁内体制やPRなど、課題と考えられる事項について対応します。

(1) 職員の意識改革と庁内体制の充実

市民による業務参加の推進には、職員一人ひとりの理解と協力が不可欠です。第1次計画では、平成18年度から事務事業マネジメントシートに「アウトソーシングの可能性」の項目を追加しましたので、行政評価の職員説明会や行政評価のPDS(*2)サイクルの中で、アウトソーシングに対する職員の理解を深めていきます。

また、平成19年度から実施している「各部局長の仕事と目標」を活用し、各部局長のマネジメントの一環として、市民による業務参加を推進するための対象業務を抽出し、行財政改革実施本部(本部長：市長)と下部組織であるアウトソーシング推進部会で、その実現化について検討します。

(2) NPO団体等の育成

協働の重要なパートナーであるNPO団体や市民活動団体については、「協働の担い手」として育成することが必要ですので、市民活動推進室を中心に、杉並区における「すぎなみ地域大学」や船橋市における「行政パートナー制度」などの先進事例等を研究し、NPO団体等の育成に努めます。

*2) PDS…P(計画)、D(実施)、S(評価・分析)という行政評価のサイクル。行政が実施する事業について評価を行い、それに基づき事務事業の改革・改善を図るもの

(3) P R 方法等の検討

N P O 団体や市民活動団体に対しては、市民活動推進室と連携を図りながら、各団体が主催するイベントや市民活動推進室の主催事業に参加し、アウトソーシングの目的や役割などについて説明する「出前説明会」等により、アウトソーシングに対する理解と協力が得られるよう P R に努めます。

また、市民への良質かつ低廉な公共サービスの提供のためには、多くの民間事業者に市の取組みを知ってもらい、その専門性やノウハウを公共サービスに活かすことが必要です。

このため、新たなアウトソーシングの枠組み等を研究するために、地方自治体や民間事業者で組織している市場化テスト推進協議会(*3)への参加などにより、民間事業者への情報提供の機会の拡大に努めます。

(4) 個人参加型による協働の推進

市民との協働事業は、市民を担い手として公共サービスを委託により実施するものですが、公共サービスは、安定したサービスの提供が求められますので、原則的に、個人との業務委託契約を締結することはできません。

しかし、市民との協働を推進する上では、市民一人ひとりの協力が必要不可欠ですので、任期付職員、臨時職員や嘱託職員として行政サービスを担っていただくなど、個人参加型による協働を推進します。



*3) 市場化テスト推進協議会・・・新たなアウトソーシング・官民協働の枠組みの研究等を行うための地方自治体と民間事業者による任意の協議会

4 第2次計画における目標

第2次計画では、新行財政改革実行プランが掲げる「効率的で市民満足度の高い行財政運営」の確立を目指し、定員適正化計画による職員数の削減とともに、市民との協働の推進という目標に向けて、その実践的な取り組みである市民との協働事業の更なる推進に努めます。

(1) 市民との協働事業の推進と指定管理者制度の導入

市民との協働事業の検討は、職員自らが事務事業の改革・改善を進めていく上で、欠くことができません。また、市民から、市民との協働事業の提案を求めることは、アウトソーシングに市民の自由な発想を取り入れていく上で、大変重要と考えています。今後も、市民との協働事業の利点を活かしながら、市民による業務参加を推進し、良質かつ低廉な公共サービスの提供に努めます。

また、指定管理者制度については、平成18年度から導入を進めていますので、平成20年度以降も引き続き、各施設への導入を進めます。

行政から提示する市民との協働事業

第1次計画では、各担当部局とのヒアリングにより決定した12事業について、事業者を募集した結果、表1のとおり、NPO団体等を中心として委託事業者を決定し、最小限のコストで的確な公共サービスを提供しました。

また、平成20年度以降も引き続き、各部局において市民との協働事業の抽出に努めるとともに、その拡充を図るため、他の自治体では既にアウトソーシングを実施している事例（総務事務や保育所等）を研究し、市民の意見を踏まえながら、本市への導入について検討します。

表1 平成19年度実施事業一覧表

事業名	委託事業者
成人式企画運営業務委託事業	NPO) 市民助け合いネット
サロンコンサート企画・運営業務委託事業	流山市音楽家協会
市民ギャラリー展示企画・運営業務委託事業	(株)アーテック

事業名	委託事業者
市民音楽祭企画・運営業務委託事業	流山市音楽家協会
県民体育大会出場選手派遣業務委託事業	NPO) 流山市体育協会
流山ロードレース大会運営サポート業務委託事業	NPO) 市民助け合いネット
交通安全教育・チャイルドシート貸与業務委託事業	NPO) 市民助け合いネット
広報紙号外号編集業務委託事業	(株)文化工房
精神障害者ホームヘルパー養成研修業務委託事業	NPO) 自立サポートネット流山
移動介護従事者養成研修業務委託事業	NPO) 自立サポートネット流山
市民環境講座開催業務委託事業	NPO) NPOさとやま
公園緑地年間管理業務委託事業 (自治会による公園管理の拡充)	流山6丁目自治会、南流山東町会 など46自治会

市民からの提案による市民との協働事業

市民との協働事業のための市民からの提案募集に向けて、公権力の行使など公務員でなければならない事務事業を除き公表したところ、NPO団体や民間事業者等から23件の提案があり、審査の結果、採択7件(6事業)、不採択15件及び取下げ1件となりました。表2の採択した提案については、平成20年度から実施する予定です。

また、平成20年度以降も引き続き、市民からの提案を募集し、市民との協働の実践として、市民による業務参加を推進します。

表2 平成19年度採択事業一覧表

事業名	提案概要	提案者	事業者 選考方法	事業者選考方法の決定理由 (カッコ内は提案の実施時期)
広報ながれ やま編集業 務委託事業	通年で「広報ながれやま」 通常号の取材、執筆、編 集に係る業務を実施	企業	競争入札 総合評価 方式	読みやすく、親しみやすい 広報紙とするためには、単に 価格のみではなく、事業者の 創意工夫を活かすことが必要 なことから、一般競争入札の 総合評価方式を採用した。
		企業		

事業名	提案概要	提案者	事業者 選考方法	事業者選考方法の決定理由 (カッコ内は提案の実施時期)
男女共同参画社会づくり啓発業務委託事業	啓発講座の開催及び情報紙の発行に関する業務を実施	市民団体	随意契約	提案者との協働により、当該業務の一部を実践しており、提案者と随意契約することで、効率的・効果的な事業執行が可能になるため、提案者との随意契約とした。
アウトソーシング可能性検討調査事業	アドバイザースタッフの派遣による対象業務の業務量・必要コストの算出、調達方法のアドバイス、仕様書作成等を実施	企業	随意契約 プロポーザル方式	本市に必要な成果を求める上では、事業者の持つ専門性やノウハウを活かすことが必要なことから、プロポーザル方式を採用した。
市民活動推進センター運営業務委託事業	公設公営で行っている市民活動推進センターの管理運営及び市民活動(NPO)の活性化と協働の促進業務(NPO法人の立ち上げ支援・アドバイス・経理決算・登記・報告書作成等)を実施	NPO	随意契約 プロポーザル方式	単なる施設管理ではなく、市民活動の推進と協働の促進業務も併せて委託することから、NPO団体等の専門性や熱意を活かすことが必要なことから、プロポーザル方式を採用した。
中央図書館分館業務委託事業	図書館のカウンター業務から蔵書の整理・レファレンス等の業務を一括して実施	企業	競争入札	北部地域図書館については平成20年度からNPO団体を指定管理者としたことから、平成22年度以降の中央図書館の指定管理者制度導入を見据えて、図書館分館は民間事業者を含めた競争入札とした。
不用品再生・修理業務委託事業	委託で実施している自転車等の不用品再生業務と、それに付随した周辺業務(広報・申し込み受付・抽選・引渡し)を一体で実施	社団法人	随意契約	自転車等の再生業務は、高齢者の雇用機会の拡大と複数の業務を実施できる事業者として提案者と随意契約をしている。提案内容は、その周辺業務を一体で実施するという内容から、提案者との随意契約とした。

指定管理者制度

各施設の管理運営については、表3のとおり、平成18年度から17施設に指定管理者制度を導入し、民間事業者等のノウハウを活かした施設管理に努めることで、市民サービスの向上を図っています。

また、平成19年度には、導入施設の全てについて中間の評価を行い、良好・概ね良好との結果を得ています。

平成20年度以降は、表4の各施設について指定管理者制度を導入するとともに、その他の施設についても、指定管理者制度の導入について検討します。

表3 指定管理者導入済み施設

施設名	指定管理者名	委託期間
流山福社会館	社会福祉法人 流山市社会福祉協議会	H18.4.1～H23.3.31
西深井福社会館	社団法人 流山市シルバー人材センター	H18.4.1～H23.3.31
南福社会館		H18.4.1～H23.3.31
名都借福社会館		H18.4.1～H23.3.31
南流山福社会館		H18.4.1～H23.3.31
平和台福社会館		H18.4.1～H23.3.31
下花輪福社会館		H18.4.1～H23.3.31
地域福祉センター（ケアセンター）		社会福祉法人 流山市社会福祉協議会
心身障害者福祉作業所（さつき園）	社会福祉法人 まほろばの里	H18.4.1～H23.3.31
コミュニティプラザ（勤労者総合福祉センター他）	帝国ビル管理協同組合	H18.4.1～H23.3.31
生涯学習センター	アクティオ株式会社	H18.4.1～H23.3.31
一茶双樹記念館	株式会社	H18.4.1～H23.3.31
社のアトリエ黎明	グリーンダイナミクス	H18.4.1～H23.3.31
総合体育館等のスポーツ施設	NPO法人	H18.4.1～H23.3.31
市民プール（北部・中央・東部）	流山市体育協会	H18.4.1～H23.3.31

施 設 名	指定管理者名	委 託 期 間
北部柔道場	NPO法人 流山市体育協会	H18.4.1～H23.3.31
相馬ユートピア	株式会社 流山相馬ふるさと振興公社	H18.4.1～H20.3.31
【導入施設 17施設】		

表4 指定管理者導入予定施設

導 入 時 期	施 設 名
平成20年度導入 【導入施設数 3施設】	北部地域図書館（森の図書館）
	初石公民館
	南流山センター
平成21年度導入予定 【導入予定施設 3施設】	十太夫福社会館（PFI）
	北部公民館
	東部公民館
平成22年度以降導入予定 【導入予定施設 10施設】	江戸川台福社会館
	思井福社会館
	向小金福社会館
	野々下福社会館
	東深井福社会館・身体障害者福祉センター （一括で実施）
	赤城福社会館
	文化会館
	中央図書館
博物館	
【導入（予定）施設数計 16施設】	

- 1 第1次計画で、指定管理者制度の導入予定施設としていた駒木台福社会館及びリサイクルプラザ・プラザ館については、直営による管理に変更した。
- 2 平成22年度以降に導入を予定していた中央図書館の各分館は、平成20年度からアウトソーシング事業として、民間委託を実施する予定である。

(2) 国の動きに伴う対応

国では、骨太の方針（今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針）に基づき規制緩和を進めるとともに、公共サービスにも競争原理を導入するため、平成18年5月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）」を施行するなど、アウトソーシングのための法的ツールが整備されてきています。

このような国の方針や動向を的確に捉えて、公共サービス改革法や官民（民間）競争入札等の対応について検討するとともに、今後、多種多様なアウトソーシング業務が想定される中では、必要に応じて制度改善等に関する国への要望や構造改革特別区域、いわゆる特区の認定申請についても検討します。

5 アウトソーシング計画と定員適正化計画

(1) 職員数の削減に対応する第2次計画の目標

定員適正化計画における職員総数の削減は、アウトソーシング計画の実践と職員の人材育成等を柱として、総合的に取り組んでいます。

第1次計画では、定員適正化計画における平成18年度及び平成19年度の職員減員数に対し、指定管理者制度や行政から提示する市民との協働事業により、概ね5～7割程度の業務量を補うことを目標としていました。

この目標に対して、指定管理者制度については、概ね達成できたと考えていますが、行政提案12事業については、多くのものが業務の一部についての委託に止まったのが現状です。

このため、第2次計画では、市民との協働事業を積極的に推進し、第1次計画で未達成となっている部分を含めて、表5における平成22年4月1日までの職員削減数に対して、第1次計画と同程度の業務量を補うことを目標とします。

表5 各年4月1日の職員数の推移（定員適正化計画より）

（単位：人）

区 分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
職員数	1,073	1,056	1,027	995	964
対前年 減員数	31	17	29	32	31

《業務量の考え方》

職員が1年間に業務に従事する時間数は約1,895時間です（「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づき、土日・祝祭日・年末年始を除いた従事時間数で算出。平成16年度から18年度の3か年平均による数値を採用。）

そこで、定員適正化計画の職員削減に伴う業務量は、次により推計します。

$$\text{職員削減に伴う業務量} = \text{定員適正化計画における職員削減数} \times 1,895 \text{ 時間}$$

（2）定員適正化計画に対応したアウトソーシング事業

定員適正化計画は、「歳出を減らすこと」の柱である人件費の削減を目指して、職員数を削減するものです。一方、アウトソーシング計画は、定員適正化計画による職員総数の削減に伴う業務量を補完するとともに、市の業務に競争原理を導入することで、市民サービスの向上を図るものです。

このため、第2次計画では、行政から提示する市民との協働事業の拡充に向けて、他自治体での事例（総務事務や保育所等）を研究し、市民の意見を踏まえながら、本市への導入について検討するとともに、公共サービスに市民の自由な発想を取入れる市民からの提案による市民との協働事業を、積極的に推進します。



6 今後のアウトソーシング

(1) 公共サービス改革法の対象事業（窓口関連6業務）の対応方針

公共サービス改革法では、戸籍に関する証明や納税証明、住民票に関する証明などの窓口関連6業務を「特定公共サービス」として位置づけ、地方公共団体が公共サービス改革法に基づく官民（民間）競争入札を実施する場合の対象業務としています。

窓口関連6業務

戸籍に関する証明（謄本・抄本等）
納税証明
外国人登録に関する証明
住民票に関する証明
戸籍の附票
印鑑登録証明

現在、国が示す業務委託の範囲としては、公務員が行うべき審査、決定等を除く、受付及び引渡しとなっていますが、このような業務の範囲では、効率的かつ効果的な事務執行とならず、委託のメリットが活かされません。

このような状況を踏まえ、本市では、当面、特定公共サービスについては、委託を行わず、嘱託職員等に窓口関連6業務を担っていただくことで、事務の効率化を図ります。

なお、内閣府を中心として各省庁では、窓口関連6業務の事業者が取り扱える具体的な範囲について、現在検討を進めていますので、この検討結果及び他団体での実施状況を勘案して、対応方針を決定します。

(2) 官民（民間）競争入札の対応方針

官民（民間）競争入札は、これまで官が独占してきた公共サービスについて、官を含めて民間事業者と競争入札を実施するという競争原理を導入することで、サービスの向上を実現しようとするものですが、本市では、市民との協働事業を基本として、市民による業務参加を推進していますので、これを推進していく中で、官民（民間）競争入札を実施することが望ましい業務が発生した場合に、その実施について検討します。

(3) アウトソーシング計画の今後の対応

アウトソーシング計画は、定員適正化計画による職員削減数に対応した業務量を補うとともに、業務の委託化・民営化により、他の分野に配置が可能となった職員について、新たな公共サービスや重点化すべき公共サービスの分野に転換することで、市民満足度の向上を目指すものです。

また、アウトソーシング計画については、第1次計画及び第2次計画により、その基本的な考え方や対応方針、更には、市民との協働事業の実施手順等について、概ね示すことができたと考えています。

今後は、両計画による成果を毎年度公表し、議会・市民からご意見をいただくことで、市民との協働事業について改革・改善を図り、新行財政改革実行プランが掲げる「効率的で市民満足度の高い行財政運営」の確立を目指します。



第2次アウトソーシング計画に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

問い合わせ先

企画財政部行政改革推進課

TEL 04 - 7150 - 6078 (直通)

FAX 04 - 7150 - 0111

e-mail keieikaikaku@city.nagareyama.chiba.jp